

議案第64号

鳥取県立高等学校等設置条例の一部改正について

次のとおり鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

鳥取県立高等学校等設置条例（昭和39年鳥取県条例第21号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(鳥取県立特別支援学校の設置)	(鳥取県立特別支援学校の設置)

第3条 鳥取県立特別支援学校を次のとおり設置する。

名 称	位 置
略	
鳥取県立米子養護学校	米子市
鳥取県立琴の浦高等特別支援学校	東伯郡琴浦町

第3条 鳥取県立特別支援学校を次のとおり設置する。

名 称	位 置
略	
鳥取県立米子養護学校	米子市

備考 改正部分は、太線で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。